

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 3	箇条 3 一般要求事項 制御装置は、通常使用の場合又は通常使用で発生するおそれがある不注意の使用の場合であっても、人に対する傷害又は周囲の財物に対する損害を引き起こさないような構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 9 9.1 9.1.3 9.3 箇条 10 10.1 10.1.1 10.1.1.1 10.1.5	箇条 9 保護用接地の手段 9.1 一般要求事項 9.1.3 接地端子、接地端末及び接地接点は、中性点に電氣的に接続してはならない。 9.3 接地接続の妥当性 外部導体用の接地接続は、ねじなし端子を使用してはならない。 箇条 10 端子及び終端 10.1 外部銅導体用端子及び終端 10.1.1 X 形取付け及び M 形取付けを使用する固定配線用及び非着脱式コード用の端子は、接続又は接続解除のために特殊工具を必要とせず、ねじ、ナット等によって接続を行うものでなければならない。 10.1.1.1 Y 形取付け及び Z 形取付けを使用する非着脱式コード用の端子又は端末は、内部導体用の端子及び端末のための該当する要求事項を満たさなければならない。 10.1.5 X 形取付け及び M 形取付けを使用する固定配線又は	
第 二 条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項 続き				10.1.9	非着脱式コード用の端子は、締付手段で固定配線及び端子を締め付けるとき又は緩めるとき、端子が緩まず、内部導体にストレスを受けないように固定しなければならない。 10.1.9 端子は、導体を確実に締め付けるような構造でなければならない。	
				10.2	10.2 内部接続のための端子及び端末	
				10.2.3	10.2.3 はんだ付け端子 はんだ付け端子を使用するとき、導体を正しい位置に維持するために、導体は、はんだ付けだけに頼らないように配置又は固定しなければならない。	
				箇条 11	箇条 11 構造要求事項	
				11.2	11.2 感電に対する保護	
				11.2.1	11.2.1 二重絶縁 二重絶縁を用いるとき、両方の絶縁の性質について、基礎絶縁及び付加絶縁が別々に試験できるような構造でなければならない。	
				11.3	11.3 操作及び動作	
				11.3.1	11.3.1 完全断路 各電源極における接点動作は、実質的に同時でなければならない。	
第 二 条				11.3.5.1	11.3.5.1 操作者によって動作させることができる 0.1 A を超	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項 続き				11.3.6	<p>える直流定格をもつ接点は、当該操作の動作速度と両接点表面の接近速度及び分離速度が操作速度とは無関係であるような構造でなければならない。</p> <p>11.3.6 完全断路用及びマイクロ断路用の接点 交流定格又は0.1A以下の直流定格をもち、操作によって動作させることができる完全断路用接点は、閉位置又は開位置においてだけ静止できるような構造でなければならない。</p>	
				11.3.9	<p>11.3.9 引きひも操作式制御装置 引きひも操作式制御装置は、引きひもを、その制御装置を操作させた後に放すとき、その機構の関連部分が制御装置の操作サイクルにおける次の運動を直ちに実施できる位置に復帰できる構造でなければならない。</p>	
				11.4	11.4 作動	
				11.4.1	<p>11.4.1 組合せ作動 複数の種類の作動がある制御装置で、作動のうちの一つが、その他の作動不良の後に動作するような構造のものでは、その他の作動にどのような故障があっても、この作動が依然として動作するような構成でなければならない。</p>	
				11.6	11.6 制御装置の取付け	
				11.6.1	11.6.1 制御装置は、製造業者の指定する取付方法が、制御装置に悪影響を与えないような構造でなければならない。	
第 二 条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項 続き				11.6.3	11.6.3 独立取付形制御装置の取付け	
				11.6.3.1	11.6.3.1 パネル取付用及び指定する制御装置以外の独立取付形制御装置は、取付けに関して規定された要求を満たさなければならない。	
				11.7	11.7 コードの取付け	
				11.7.2.4	11.7.2.4 コード止めは、X 形取付けの場合、可とうコードの交換が容易にできる構造及び位置でなければならない。	
				11.7.2.5	11.7.2.5 Z 形取付け以外の場合、位置を固定するためにそのコードに結び目を作ること、又は末端をひもで結ぶことといった構造であってはならない。	
				11.9	11.9 導入孔開口部	
				11.9.5	11.9.5 固定配線に永続的に接続されるような構造の独立取付形制御装置の外郭は、該当する電線管、ケーブル又はコードの接続ができるケーブル引込口、電線管引込口、ロックアウト又はグラウンドをもたなければならない。	
				11.10	11.10 機器用インレット及びコンセント	
				11.10.1	11.10.1 複数の制御装置及び機器の相互接続のために使用者が使用する複数の機器用インレット及びコンセントの構造は、それらが相互に、又はその他のシステムに用いる機器用インレット若しくはコンセントとのかん合が起こらないようなものでなければならない。	
第 二 条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項 続き				11.11 11.11.1 11.11.3 11.11.4 11.11.5	<p>11.11 取付け、保守及びサービス中の要求事項</p> <p>11.11.1 カバー及びその固定 制御装置又は機器の取付け、使用者保守又はサービス中に外される電池収納部カバーを含みカバー又はカバープレートの取外しは、制御装置の設定値に影響を与えてはならない。</p> <p>11.11.3 操作部 タイプ 2 作動制御装置の製造業者又は使用者による最大又は最小の設定値が、操作部に関連する機械的方法によって制限される場合、このような操作部は工具を使用しないで外すことができてはならない。</p> <p>11.11.4 付加絶縁又は強化絶縁となる部品 付加絶縁又は強化絶縁として用いる、使用者保守又はサービスの後の再組立て中に省かれるおそれのある制御装置の部品は、ひどく損傷しない限り取り外すことができないように固定するか、又は部品が不適切な位置で取り替えられるおそれがなく、かつ、部品が省かれたときに制御装置が動かなくなる若しくは明白に不完全になるような構造でなければならない。</p> <p>11.11.5 付加絶縁としてのスリーブ 一体形導体の付加絶縁としてのスリーブは、確実な方法によって適切な位置に保持しなければならない。</p>	
第 二 条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項 続き				11.13	<p>11.13 保護制御装置及び保護制御装置システムの構成部品 保護制御装置は、次のとおりでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 意図された使用について信頼性を示し、かつ、それに適するように、また該当する場合は、装置の保守及び要求事項を考慮するような構造とする － 安全機能が他の機能によって悪影響を受けない場合を除き、他の機能から独立する － 適切かつ信頼できる保護を得るために、適切な構造とする 	
				11.13.2	<p>11.13.2 圧力制限器 この装置は、圧力が制御対象の機器の最高許容圧力を常に超えることがないような構造でなければならない。</p>	
				11.13.3	<p>11.13.3 温度監視装置 この装置は、測定機能に整合した適切な応答時間をもたなければならない。</p>	
				11.13.4	<p>11.13.4 電池</p>	
				11.13.4.1	<p>11.13.4.1 電池をもつ制御装置は、制御装置の通常動作の下で、及び単一故障の後に、火災、爆発及び化学物質の漏れによる危険を減少するような構造でなければならない。使用者による交換可能な電池が危険を生じる可能性がある場合、異なった極性での挿入の可能性を減少するような構造でな</p>	
第二 条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項 続き				11.13.5	なければならない。 11.13.5 スマートイネーブル制御装置	
				11.13.5.1	11.13.5.1 スマートイネーブル制御装置は、外部通信信号がタイプ 2 作動制御装置の動作パラメータを故意である場合を除いて無効にすることなく、かつ、制御装置の全ての保護機能を妨げないような構造でなければならない。	
				11.13.5.3	11.13.5.3 制御装置の外側にあつて、制御装置と通信回路網との間のインタフェースとして動作する送信機及び通信モジュールは、関連規格を満たさなければならない。	
				11.13.5.4	11.13.5.4 スマートイネーブル制御装置の一部である送信機又は通信モジュールは、この規格を満たさなければならない。	
				箇条 15	箇条 15 製造偏差及びドリフト	
				15.1	15.1 制御装置のタイプ 2 作動となる部品は、指定する動作値、動作時間又は動作シーケンスに関して、変化が生じてはならない。	
				15.5.5	15.5.5 検出制御装置に対しては、作動量の変化率は、特別に製造業者が宣言する場合を除き、適切な値でなければならない。	
				15.5.6	15.5.6 該当する動作値、動作時間又は動作シーケンスを、各サンプルに対して記録する。いずれの 2 個のサンプルにも、	
第 二 条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項 続き				15.6.2	指定する製造偏差を超える大きさの差があってはならない。 15.6.2 該当する動作値、動作時間又は動作シーケンスは、全てのサンプルにおいて最初に測定し、製造業者が指定する制限値の中になければならない。	
				箇条 16	箇条 16 環境によるストレス	
				16.1	16.1 輸送及び貯蔵によるストレス 環境上の温度ストレスに敏感な制御装置は、輸送及び貯蔵中に発生するおそれがある温度ストレスに耐えなければならない。	
				箇条 17	箇条 17 耐久性	
				17.1	17.1 一般要求事項 制御装置は機器に組み込むか又は機器と共に提出される制御装置を含み、通常使用状態で発生する機械的、電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。	
				箇条 19	箇条 19 ねじ山付き部品及び接続部	
				19.1	19.1 取付け又はサービス中に動かすねじ山付き部品	
				19.1.2	19.1.2 ねじ山付き部品は、完全に外すことができる場合、容易に交換ができなければならない。	
				19.2	19.2 導電接続	
				19.2.1	19.2.1 取付け又はサービス中に影響されない導電接続部で、効力又は確実性を、ねじ、ねじ切り部、リベット又はそれに	
第 二 条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項 続き				19.2.3	類似したものの圧力によって維持するものは、通常使用状態において発生する機械的、熱的及び電気的ストレスに耐えなければならない。 19.2.3 圧力によって維持する導電接続部は、接触圧力がセラミック以上の適切な特性をもつその他の非金属材料以外の非金属材料を通して、伝達されないような構造でなければならない。	
				箇条 25	箇条 25 通常動作	
				25.2	25.2 過電圧及び減電圧試験 電磁石を組み込んだ制御装置は、最小定格電圧の 85 % から最大定格電圧の 110 % までの範囲の全ての電圧で、動作しなければならない。	
				附属書 H	附属書 H 電子制御装置の要求事項	
				H.11	H.11 構造要求事項	
				H.11.12	H.11.12 ソフトウェアを使用する制御装置 ソフトウェアを使用する制御装置は、ソフトウェアが制御装置のこの規格の要求事項から逸脱しない構造でなければならない。	
				H.18	H.18 機械的強度	
第 二 条				H.18.1.5	H.18.1.5 電子的断路をもつ制御装置は、規定の電流値を越えずに電子的断路を行うように動作しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第2項 続き				H.25 H.25.1 H.27 H.27.1.2.1.1 附属書J J.11 J.15	H.25 通常動作 H.25.1 電子制御装置の出力波形は、製造業者が宣言するとおりでなければならない。 H.27 異常動作 H.27.1.2.1.1 故障の回避及び許容性 システムは、システムエラーが発生しない設計とし、ランダム故障は適切なシステム構成によって発生しないように設計しなければならない。 附属書J サーマスタ素子及びサーミスタを使用する制御装置の要求事項 J.11 機能安全を提供するために、制御装置内で使用するサーミスタ、又は制御アプリケーションのために機能安全を提供する制御素子としてのサーミスタは、規定の動作をしなければならない。 J.15 製造偏差及びドリフト トリップ時間仕様をもつ電流制限サーミスタは、指定するトリップ電流 (It) 及び対応する定格電圧 (Vr) において、トリップ時間内でトリップしなければならない。複数のトリップ電流及びトリップ時間をもつサーミスタは、トリップ時間対電流曲線上の最大電流 (Imax) 点を超えてはならない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当	箇条9	箇条9 保護用接地の手段	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第1項	る設計等	態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	9.5.1 箇条 11 11.3 11.3.5.2 11.10 11.10.3	9.5.1 取外し可能な部分 制御装置の取外し可能な部分の接地接続は、その部品が通常的位置にあるとき、導電接続が行われる前に確立できなければならない。また、いかなる導電接続も、部品を外すとき接地接続が切れる前に分離しなければならない。 箇条 11 構造要求事項 11.3 操作及び動作 11.3.5.2 クラス C 制御機能システムは、安全関連端子の電源を直接遮断するために、複数の切換素子を含まなければならない。 11.10 機器用インレット及びコンセント 11.10.3 プラグが制御装置のものより高い負荷電流の定格をもつコンセントに接続することができる、プラグ及びコンセントをもつインラインコード形制御装置の場合、制御装置は、制御装置の定格に電流を制限するためのヒューズ又は保護装置を組み込まなければならない。	
第 3 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1	箇条 7 情報 7.1 一般要求事項 制御装置の製造業者は、次の事項を確認するために十分な情報を準備しなければならない。 一適切な制御装置の選択	
第 3 条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項 続き		取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.4 7.4.3.1 7.4.9 箇条 11 11.1.3 11.1.3.1 11.1.3.2 附属書 V V.7.4.10	<p>－この規格の要求事項を満たすような方法で取り付けられた制御装置の使用、等</p> <p>7.4 表示の追加要求事項</p> <p>7.4.3.1 外部接地導体又は接地連続用の接地端子、及び機能目的の接地端子は、規定の接地記号を表示しなければならない。</p> <p>7.4.9 使用者が交換することを意図した電池をもつ制御装置の取扱説明書には、電池の形式、電池の極性の向き及び電池の交換方法等を含んでいなければならない。</p> <p>箇条 11 構造要求事項</p> <p>11.1.3 非着脱式コード</p> <p>11.1.3.1 クラス I 制御装置の非着脱式コードは、緑と黄色との組合せによって識別する絶縁導体をもたなければならない。</p> <p>11.1.3.2 緑と黄色との組合せによって識別する絶縁導体は、接地用端子又は端末以外に接続してはならない。</p> <p>附属書 V 二次電池で動作する制御装置に対する要求事項</p> <p>V.7.4.10 取扱説明書には、電池の充電についての情報を提供しなければならない。</p>	
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	箇条 9	箇条 9 保護用接地の手段	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四 条	ける安全機能の維持	供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	□非該当	9.4	9.4 耐食性 接地端子の全ての部分は、その部分と接地導体の銅又は接触している他の金属との間の接触による腐食に耐えなければならない。	
				箇条 11	箇条 11 構造要求事項	
				11.2.2	11.2.2 二重絶縁又は強化絶縁の劣化 クラス II 制御装置及びクラス II 機器中で使用する制御装置は、付加絶縁又は強化絶縁上の沿面距離又は空間距離が摩耗の結果として規定する値未満に減少しないような構造でなければならない。	
				11.7	11.7 コードの取付け	
				11.7.1.1	11.7.1.1 インラインコード形制御装置及び自立構造形制御装置の可とうコードは、通常使用中に発生するおそれがある屈曲に耐えなければならない。	
				箇条 19	箇条 19 ねじ山付き部品及び接続部	
				19.2	19.2 導電接続	
				19.2.6	19.2.6 それらの部品の適切な機能が圧力に依存する導電接続部は、接触面において、黄銅と同等以上の耐食性をもたなければならない。	
				箇条 20	箇条 20 沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離	
				20.3	20.3 固体絶縁	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				箇条 22 22.1 附属書 J J.17	固体絶縁は、電氣的及び機械的ストレスに恒久的に耐えなければならない。また、機器の使用期間中に発生する熱的及び環境的影響にも恒久的に耐えなければならない。 箇条 22 耐腐食性 22.1 防せい、(錆) 性 カバー及び外郭を含む鉄の部分は、腐食しないように保護しなければならない。 附属書 J サーミスタ素子及びサーミスタを使用する制御装置の要求事項 J.17 耐久性 規定の試験において、サーミスタ温度は、各サイクルの前に開始温度の±2℃の範囲で安定していなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.1 12.2	箇条 12 耐湿性及び防じん性 12.1 水の浸入及びじんあいの侵入防止 制御装置は、指定する方法で取り付けて使用したとき、それらの IP 分類に該当する水の浸入及びじんあいの侵入に対する適切な保護分類を提供しなければならない。 12.2 湿気条件に対する保護 全ての制御装置は、通常使用状態で発生するおそれがある湿気条件に耐えなければならない。	
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定され	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条 10	箇条 10 端子及び終端	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	る部品及び材料の使用	る使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	□非該当	10.1	10.1 外部銅導体用端子及び終端	
				10.1.10	10.1.10 端子は、通常使用状態で過度の温度に達することがなく、支持絶縁の材料又はクランプした導体の絶縁被覆を損傷しない構造でなければならない。	
				10.1.14	10.1.14 端子のねじ及びねじ山付き部品は、金属製でなければならない。	
				10.2	10.2 内部接続のための端子及び端末 制御装置と一体になっているタブは、規定の最高温度に適切な材料及びめっきを施したものでなければならない。	
				箇条 11	箇条 11 構造要求事項	
				11.1	11.1 材料 木材、綿、絹、普通紙及び類似の繊維質又は吸湿性の材料は、含浸しない限り絶縁材料として用いてはならない。	
				11.2	11.2 感電に対する保護 制御装置内で、可とうケーブル又はコードのシースを付加絶縁として使用する場合には、それが、過度の機械的ストレス又は温度ストレスを受けない場所で、かつ、その絶縁特性が規定するシースの絶縁特性以上でなければならない。	
				11.8	11.8 コードの寸法－非着脱式コード 非着脱式コードは、オーディナリーゴムシース付きコード又はオーディナリービニルシースコードと同等以上の特性で	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				11.94 11.94 入口ブッシングは、ゴム製であってはならない。 箇条 19 19.1.7 19.1.7 取付け又はサービス中に動かすねじは、亜鉛又はアルミニウムのような軟らかい又はクリープしやすい金属であってはならない。 箇条 21 21.1 21.1 一般要求事項 制御装置の全ての非金属部は、耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性がなければならない。		
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 8.1.1 8.2 8.2.1 8.2.2 箇条 11	箇条 8 感電に対する保護 8.1.1 制御装置は、通常使用状態で発生するおそれがある不利な位置において、取外し可能な可触部を外した後、充電部に偶然に接触しないようにする十分な保護が存在するような構造でなければならない。 8.2 操作部及び操作手段 8.2.1 操作部は、充電部であってはならない。 8.2.2 操作手段は、十分に固定及び絶縁した操作部を備えているか、又は操作部を外したとき、その操作手段に触れることができない場合を除き、充電部であってはならない。 箇条 11 構造要求事項	
第七条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 1 号 続き				11.7 箇条 18 18.1.2	11.7 コードの取付け コードのコード止めの締付用のねじが可触金属部である場合、コードは、これらのねじに接触するおそれがない構造でなければならない。 箇条 18 機械的強度 18.1.2 クラス I 及びクラス II 制御装置の操作部並びにクラス I 及びクラス II 機器用制御装置の操作部は、操作部が壊れても十分な感電保護を維持するものでなければならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 8 8.1.1 8.3 8.3.2 箇条 9 9.1.1	箇条 8 感電に対する保護 8.1.1 制御装置は、可触部と 24V を超える電圧で供給される SELV 回路又は PELV 回路の電源のいずれかの電極との間の電流は、規定値を超えてはならない。 8.3 コンデンサ 8.3.2 プラグによって電源に接続する制御装置は、通常使用状態でプラグに接触したとき、充電されたコンデンサによる感電の危険がないような構造でなければならない。 箇条 9 保護用接地の手段 9.1.1 絶縁故障のときに充電部となるおそれのあるクラス I のインラインコード形制御装置、自立構造形制御装置及び独立取付形制御装置の可触金属部は、その制御装置内の接地端子若しくは接地端末、又は機器用インレットの接地接点に、	
第七条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 号 続き				9.1.2 箇条 13 13.3.4 附属書 H H.8 H.8.1.10.1	恒久的かつ確実に接続しなければならない。 9.1.2 一つの絶縁故障によって充電部となるおそれのある、操作部を除いたクラス 0I 及びクラス I 機器用の一体形制御装置及び組込形制御装置の可触金属部は、接地の手段をもたなければならない。 箇条 13 耐電圧及び絶縁抵抗 13.3.4 インラインコード形及び自立構造形制御装置の可触金属部及び金属はくに対する最大漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.8 感電に対する保護 H.8.1.10.1 保護インピーダンスを使用する場合、その部分又は複数部分と電源のいずれかの極との間の電流は、規定の電流値を超えてはならない。	
第八条 第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8 8.1 8.1.4 8.1.13	箇条 8 感電に対する保護 8.1 一般要求事項 8.1.4 クラス II 制御装置及びクラス II 機器用制御装置においては、ガス管に導電的に接続する又は水道システムと電気的に接触する金属部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。 8.1.13 工具を使用することなく開けることのできる、又は取	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				8.4	<p>扱説明書に従って使用者が交換する電池収納部をもつ制御装置は、充電部と電池収納部の内部表面との間は基礎絶縁だけを要求する。制御装置が電池なしで通電できる場合、二重絶縁又は強化絶縁を要求する。</p> <p>8.4 カバー及び絶縁されていない危険な充電部品又は危険部品</p> <p>非金属製のカバーを備えた制御装置は、それらを接地するか、二重絶縁若しくは強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。</p>	
				箇条 10	箇条 10 端子及び終端	
				10.1	10.1 外部銅導体用端子及び終端	
				10.1.5	10.1.5 X 形取付け及び M 形取付けを使用する固定配線又は非着脱式コード用の端子は、締付手段で固定配線及び端子を締め付けるとき又は緩めるとき、規定の沿面距離及び空間距離の値未満まで減少しないように固定しなければならない。	
				10.2	10.2 内部接続のための端子及び端末	
				10.2.4.4	10.2.4.4 制御装置と一体になっているタブは、接続している間、沿面距離又は空間距離の値が、規定する値未満に減少してはならない。	
				箇条 11	箇条 11 構造要求事項	
第八條				11.7	11.7 コードの取付け	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				11.7.2.2	11.7.2.2 クラスⅡ制御装置のコード止めは、絶縁材料製であるか、又は金属製の場合、可触金属部若しくは可触非金属面上の金属はくから付加絶縁に対する要求事項による絶縁によって絶縁しなければならない。	
				11.7.2.3	11.7.2.3 クラスⅡ以外の制御装置のコード止めは、コード上の絶縁故障が可触金属部の充電に至る場合、絶縁材料製であるか、又は絶縁用裏打ちを装備しなければならない。	
				11.11.6	11.11.6 引きひも 引きひもは、充電部から絶縁しなければならない。	
				箇条 13	箇条 13 耐電圧及び絶縁抵抗	
				13.1	13.1 絶縁抵抗 インラインコード形、自立構造形及び独立取付形制御装置の絶縁抵抗は、十分でなければならない。	
				13.2	13.2 耐電圧 全ての制御装置の耐電圧は、十分でなければならない。	
				箇条 20	箇条 20 沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離 制御装置は、想定できる電氣的ストレスに対し、十分に耐えることができる空間距離、沿面距離及び固体絶縁物を通しての距離を備えるような構造でなければならない。	
				箇条 27	箇条 27 異常動作	
第八条				27.2	27.2 焼損試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				27.2.3	27.2.3 機械出力拘束試験（異常温度試験） 電気アクチュエータのようなモータを備えた制御装置は、規定の絶縁材料に示す温度を超えず、出力拘束の影響に耐えなければならない。	
				附属書 H	附属書 H 電子制御装置の要求事項	
				H.20	H.20 沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離 商用主電源に電氣的に接続する充電部と可触表面又は可触部との間の沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離は、規定の値以上でなければならない。	
				H.27	H.27 異常動作 付加絶縁及び強化絶縁の温度は、規定する関連値の 1.5 倍を超えてはならない。	
				附属書 P	附属書 P プリント回路板塗装特性試験	
				P.1	P.1 汚損度 1 の沿面距離をもつプリント回路板に施される塗装は、この附属書の要求事項を満たさなければならない。	
				附属書 Q	附属書 Q プリント回路板塗装特性試験	
				Q.1	Q.1 JIS C 60664-3 に規定しているタイプ 1 塗装の全ての要求事項を満たしているプリント回路板は、この規格の汚損度 1 の最小沿面距離の要求事項を満たさなければならない。	
				附属書 T	附属書 T SELV 及び PELV に対する要求事項	
第八條				T.3.2	T.3.2 SELV 回路及び／又は PELV 回路と他の充電回路との	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き					<p>間の保護分離は、次のいずれかの手段によって備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> －それぞれ存在する最高電圧に対する定格をもつ基礎絶縁及び付加絶縁 －存在する最高電圧に対する定格をもつ強化絶縁、等 	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.3 11.3.7.2 11.13.4 箇条 14 14.1 箇条 21 21.4	箇条 11 構造要求事項 11.3 操作及び動作 11.3.7.2 最大動作電圧に等しい直流電圧を、通常使用状態によって発生する電流が得られるように、抵抗を直列に接続して接点に印加し、その接点を徐々に開放したとき、継続してアークが発生してはならない。 11.13.4 規定の試験において、制御装置の外郭の外への火炎の排出があつてはならない。 箇条 14 温度上昇 14.1 制御装置及びその支持面は、通常使用状態において過度の温度に達してはならない。 箇条 21 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 21.4 水銀チューブスイッチを用いる制御装置 水銀チューブスイッチを用いる制御装置は、外郭の全ての開口部の周りに綿を配置し、動作したとき、綿又は回路導体上の絶縁物に着火があつてはならない。	
第九条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				箇条 27 27.2 27.6 附属書 H H.27 H.27.1 附属書 J J.17	箇条 27 異常動作 27.2 焼損試験 電磁石を組み込んでいる制御装置は、制御機構の拘束試験後、炎の放出を生じてはならない。 27.6 電池の回路短絡試験 電池の回路短絡試験後、制御装置は、火炎の放出が全くなき、制御装置への障害の痕跡が全くない状態でなければならない。 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作 H.27.1 電子制御装置－内部不良に対する評価 制御装置は、回路部品の不良又は誤動作により、炎を放出してはならない。 附属書 J サーミスタ素子及びサーミスタを使用する制御装置の要求事項 J.17 耐久性 サーミスタは、温度環境試験で、炎の放出があつてはならない。	
第十条 第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.1	箇条 14 温度上昇 14.1 可触部分の温度は、通常使用状態において過度の温度に達してはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き		の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		箇条 27 27.5.2 附属書 H H.27 H.27.1	箇条 27 異常動作 27.5.2 11.10.2 に規定するプラグ及びコンセントをもつインラインコード形制御装置に対する過負荷試験 可触部分の温度は、過負荷試験において規定する値を超えてはならない。 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作 H.27.1 電子制御装置－内部不良に対する評価 制御装置は、回路部品の不良又は誤動作により、高温の金属又は高温の合成樹脂を放出してはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8 11.8.3 11.9 11.9.1 附属書 H H.27	箇条 11 構造要求事項 11.8 コードの寸法－非着脱式コード 11.8.3 制御装置の内部の可とうコード用スペースのカバーは、導体又はその絶縁に対する損傷の危険なしに取付けできなければならない。 11.9 導入孔開口部 11.9.1 可とう外部コードのための導入孔開口部は、コードの被覆が損傷のおそれなく導入できるように構造及び形成する、又は入ロブッシングを装備していなければならない。 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作	
第十一						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き				27.6	電磁石を組み込んでいる制御装置は、制御機構の拘束試験後、熔融金属の放出を生じてはならない。 27.6 電池の回路短絡試験 電池の回路短絡試験後、制御装置は、熔融金属の放出が全くなく、制御装置への障害の痕跡が全くない状態でなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条3	箇条3 一般要求事項 制御装置は、通常使用の場合又は通常使用で発生するおそれがある不注意の使用の場合であっても、人に対する傷害又は周囲の財物に対する損害を引き起こさないような構造でなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 H H.11 H.11.12 H.11.12.4 H.11.12.4.3 H.17	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.11 構造要求事項 H.11.12 ソフトウェアを使用する制御装置 H.11.12.4 遠隔駆動形制御機能 遠隔駆動形制御機能をもつ電子制御装置と独立の装置とのあらゆるデータ交換は、制御機能の完全度を損なってはならない。 H.11.12.4.3 遠隔リセット作動 遠隔リセット作動は、手動で起動しなければならない。 H.17 耐久性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四 条続き				H.17.1.4.3	H.17.1.4.3 遠隔リセット操作をもつ制御装置 耐久試験後、遠隔リセット装置は、製造業者の意図するようにシステムをリセットすることが可能でなければならない。 意図しないリセットは、生じてはならない。	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 H H.27 H.27.1.2.4.2	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作 H.27.1.2.4.2 定義された状態中の一次故障 制御装置が安全停止状態にあるとき引き起こされる一つの部品の一次故障では、安全に関連する出力端子を非駆動状態に維持しなければならない。	
第十五 条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.3.3 11.4	箇条 11 構造要求事項 11.3.3 リセットボタン 制御装置のリセットボタンは、偶然に復帰するおそれがないよう配置するか、又は保護しなければならない。 11.4 作動 複数の種類の作動がある非自己復帰形の制御装置で、作動のうちの一つが、その他の作動不良の後に動作するような構造のものでは、その他の作動にどのような故障があっても、この作動が依然として動作するような構成でなければならない。	
第十五				附属書 H	附属書 H 電子制御装置の要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2項 続き				H.11 H.11.12.4.3	H.11 構造要求事項 H.11.12.4.3 遠隔リセット作動 遠隔リセット作動は、手動で起動しなければならない。	
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六 条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.3.4 9.3.5 箇条10	箇条9 保護用接地の手段 9.3.4 可触接地端子の寸法 通常使用状態において可触である接地端子は、規定の公称断面積をもつ導体の接続ができなければならない。 9.3.5 非可触形接地端子の寸法 通常使用状態において可触でない外部導体のための接地端子は、対応する導電端子に要求される寸法以上のものでなければならない。 箇条10 端子及び終端	
第十六						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き				10.1	10.1 外部銅導体用端子及び終端	
				10.1.4	10.1.4 固定配線のための端子、又は X 形取付け若しくは M 形取付けに使用する非着脱式ケーブルのための端子は、規定する公称断面積以上の導体の接続ができるようになっていなければならない。	
				10.2	10.2 内部接続のための端子及び端末	
				10.2.1	10.2.1 導体の接続 端子及び端末終端端子は、規定する公称断面積をもつ導体の接続ができなければならない。	
				箇条 11	箇条 11 構造要求事項	
				11.2	11.2 感電に対する保護	
				11.2.8	11.2.8 過電流保護 制御装置は、製造業者が宣言している場合、保護装置の特性によって決定される期間、異常状態で流れる電流を流せなければならない。	
				11.8	11.8 コードの寸法－非着脱式コード	
				11.8.2	11.8.2 非着脱式コードを取り付けた制御装置は、コードの導体断面積が、規定する値以上でなければならない。	
				附属書 T	附属書 T SELV 及び PELV に対する要求事項	
				T.3	T.3 SELV 及び PELV の要素としての ELV、保護分離、単純分離及び保護ボンディング	
第十六						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き				T.3.4	T.3.4 保護ボンディング 幾つかの構成部品部分（検出用構成部品、送信機、中央制御ユニット等）からなり、そのような構成部品の部分が建築物の固定電気設備の一部である場合の制御装置の据付けについては、建築物の設備に関する規定の保護ボンディングに対する要求事項を満たさなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 H H.26 H.26.1 H.26.8 H.26.14	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.26 電磁両立性 (EMC) 要求事項－イミュニティ H.26.1 電子制御装置は、通常使用状態で発生するおそれがある配電線で発生するじょう乱及び電磁現象に耐えるような構造でなければならない。 H.26.8 サージイミュニティ試験 制御装置は、商用主電源及び関連する信号端子上の電圧サージに耐えなければならない。 H.26.14 電力周波数磁界イミュニティ試験 磁界の影響を受けやすい制御装置は、電力周波数磁界に耐えなければならない。	
第十八条 第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.1	箇条 23 電磁両立性 (EMC) 要求事項－エミッション 23.1 自立構造形及び独立取付形制御装置で、通常運転中に繰り返し運転するものについては、過度の無線障害を発生しないような構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き				23.2 附属書 H H.23 H.23.1	23.2 ISM（工業、科学及び医療装置）機器用制御装置、自立構造形制御装置、独立取付形制御装置、及び ISM 機器とともに使用するためのインラインコード形制御装置は、CISPR 11 の要求事項を満たさなければならない。 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.23 電磁両立性（EMC）要求事項－エミッション H.23.1 電子制御装置は、過度の電気又は電磁妨害をその周辺環境に放射しないような構造でなければならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.2 7.2.1 7.4 7.4.1 附属書 A A.1	箇条 7 情報 7.2 情報提供の方法 7.2.1 制御装置のために要求される情報は、制御装置上に付けた表示によって提供しなければならない。 7.4 表示の追加要求事項 7.4.1 制御装置上の必要な表示は、制御装置の主要器体上になければならない。要求する表示は、読みやすく耐久性がなければならない。 附属書 A 表示の耐消滅性 A.1 制御装置上の表示は、安全のために十分な耐消滅性をもたなければならない。	
第二十条	表示等（長期使	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第1号	用製品安全表示制度による表示)	<p>によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のもの)に限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	■非該当			
第二十条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<p>□該当</p> <p>■非該当</p>	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2号 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-1:2019

規格名：自動電気制御装置－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第4号 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				